

函 福 管

令和 6 年(2024 年) 7 月 3 0 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長
市立函館保健所長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 食中毒の発生について

(市立函館保健所生活衛生課)

食中毒の発生について

1 発生の探知

令和6年7月16日（火）夜間、北海道渡島保健所から、木古内町在住者1名を含むグループが函館市内の飲食店で食事をしたところ体調を崩したとの通報を受け探知した。

2 発生の概要

令和6年7月5日（金）に市内飲食店を利用した3名のグループ全員が、6日（土）から7日（日）にかけて下痢、発熱などの症状を呈し、医療機関を受診した。

3 患者の症状

- （1）患者数：3名（うち函館市民2名）
- （2）症 状：下痢，発熱，腹痛など（現在は概ね回復している）

4 原因施設

- （1）名 称：やきとり こころ（函館市松風町6番13号）
- （2）営業者：今井 早人（いまい はやと）
- （3）業 種：飲食店営業

5 原因食品

- （1）原因食品：当該施設で令和6年7月5日に調理・提供した食品
- （2）特定の理由

患者3名が当該施設で喫食しており、診察した医師から食中毒患者等届出票が提出され、患者の症状および潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒と矛盾しないことから特定した。

6 病因物質

- （1）病因物質：カンピロバクター
- （2）特定の理由

患者2名の便から食中毒の原因となる「カンピロバクター」を検出したため、同細菌によるものと断定した。

7 保健所の対応

- （1）喫食者への疫学調査および喫食調査
- （2）当該施設の調査
- （3）患者および調理従事者の検便検査ならびに施設のふき取り検査

8 総合判断

市立函館保健所では、当該施設や利用者への調査および細菌検査等を実施していたが、その結果を総合的に判断し、当該施設で調理・提供した食事が原因となる食中毒であると判断した。

9 原因施設に対する措置

令和6年7月30日（火）から令和6年8月1日（木）まで3日間の営業停止